

一般社団法人 西東京市文化芸術振興会規約

(名称)

第1条 この会は、西東京市文化芸術振興会（以下「振興会」という）という。

(目的)

第2条 振興会は西東京市の文化活動を振興し、文化の薫り高い街づくりを目指す。

(事業)

第3条 振興会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化活動を行う市民および団体相互の交流・親睦を図る。
- (2) 文化的な催し（演奏会、展示会、講演会など）を企画・推進する。
- (3) 振興会構成員の文化的催しを支援する。
- (4) 西東京市の文化芸術に関する施策に協力すると同時に、市の施策に関して常に積極的な提言を行う。
- (5) 近隣自治体及び地域の団体との交流を図る
- (6) 西東京市及び市内の企業・事業体に文化的設備を整備するための提言を行う。
- (7) その他目的を達成するために必要な事業を行う。

(会員)

- 第4条
1. 振興会の目的に賛同し、入会した個人及び団体を会員とする。
 2. 会員となるには、所定の手続きにより振興会への入会を申し込み、会長の承認を得るものとする。

(役員)

- 第5条
1. 振興会に理事会を置き、理事会は振興会の運営を行う。
 2. 理事会は総会で選任された理事により構成される。
 3. 理事は互選により役員4名を選出する。役員は会長1名、会長代行1名、副会長2名から成りその任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(理事会)

- 第6条
1. 理事会は原則として隔月に1国会合を持ち、2分の1以上の出席をもって成立する。
 2. 理事会は出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 3. 理事会は振興会の年次活動計画及び予算を立案し、これを遂行する。なお遂行を補佐するため運営委員若干名を理事会において選任する。

(総会)

- 第7条
1. 定期総会を毎年1回開催する。
 2. 総会は会員により構成され、その総数の3分の1以上の出席により成立する。
ただし定員数には委任状を含める。
 3. 総会は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 4. 総会は振興会の前年度活動報告及び次年度活動計画を審議し承認する。
 5. 総会は振興会の前年度決算及び次年度予算を審議し承認する。

(事務局)

- 第 8 条 1. 振興会の事務を処理するために事務局を置く。
2. 事務局の所在地は東京都西東京市に置く。
3. 事務局には局長 1 名、局次長 2 名、会計幹事 2 名を置き、理事会の議決に基づき会長が任免する。
4. 事務局についての細則は別に定める。

(会計)

- 第 9 条 1. 会員は振興会に会費を納入し、振興会はこれを会の運営費に充てる。
2. 会計及び会費についての細則は別に定める。
3. 振興会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(規約の改定)

- 第 10 条 1. 本規約の条項の解釈に疑義のあるときは、理事会の判断に従うこと。
2. 本規約を改定する場合は、理事会が改定案を作成し総会の承認を得なければならない。

(細則)

- 第 11 条本規約の施行に伴う細則は、理事会の議決を経て別に定める。

(附則)

1. 本規約は平成 21 年 4 月 18 日より施行する。
2. 第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず振興会設立当初の理事及び役員は次のとおりとする。
理事(会長) 海老澤 敏
理事(会長代行) 宮田 亮平
理事(副会長) 赤澤 立三
理事(副会長) 中平 英二。